

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）は、昭和41年7月に設立された団体（昭和58年4月に財団法人東京都下請企業振興協会から名称変更）であり、都内中小企業の経営の安定と発展を図るため、中小企業への下請取引あっせん・育成支援、資金の助成、設備導入の促進支援、施設の管理運営等を行うとともに、中小企業で働く人々への福利厚生への支援を行うことにより、地域経済の振興に寄与することを目的として、主として次の事業を実施している。

- ア 下請取引の紹介・あっせん、親企業と下請企業との取引適正化及び取引に係る苦情・紛争処理
- イ 中小企業の振興及び中小企業で働く人々の福利厚生に必要な調査・研究及び情報の収集・提供並びに相談・助言等の総合的支援
- ウ 起業のための創業支援施設等事業
- エ 地方公共団体が、中小企業の振興を目的として設置する「公の施設」の管理運営の受託

(2) 都との関係

ア 補助事業等

都は、公社に対して、表1のとおり、平成16年度23億4,479万余円の補助金を交付している。

また、表2のとおり、基金による事業のために出えんしている。平成16年度には、新規事業分として1億7,500万円の出えん金を交付し、公社はこれを受けて、元本取崩型の「外国特許出願基金・外国侵害調査基金」を設置しており、これを含めた同年度の出えん総額は6億2,500万円となっている。

さらに、都は、表3のとおり、公社が設置する中心市街地商業活性化推進基金等の原資として、貸付けを行っており、平成16年度末における貸付金現在高は20億円となっている。

(表1) 補助事業

(単位：千円)

補助事業名 (補助要綱名)	補助対象事業	平成16年度		補助率
		総事業費 (補助対象額は総 事業費と同額)	補助額	
1 総合支援事業・TOKYO起 業塾事業 (東京都総合支援事業等補助金交 付要綱)	総合相談窓口の運営、創 業支援コーディネータ ー等の配置、事業可能性 評価委員会、専門家派遣 事業、実地指導、起業支 援セミナー等の事業	129,237	118,428	補助対象 経費の 10/10 以内 (国1/2 以内)
2 中小企業ニューマーケット 開拓支援事業 (東京都中小企業ニューマーケッ ト開拓支援事業補助金交付要綱)	大企業OB等による中 小企業のニューマーケッ ト開拓支援事業	188,230	188,230	同上 (国1/2 以内)
3 ISO取得支援事業 (東京都中小企業創業支援事業費 補助金交付要綱)	ISO取得セミナー、マ ニュアル作成、個別企業 支援事業	5,982	5,982	同上 (国1/2 以内)
4 学生起業家育成支援事業 (東京都学生起業家育成事業補助 金交付要綱)	優秀なビジネスプラン を持つ意欲のある学生 の創業支援事業(学生起 業家選手権)	11,386	11,386	同上 (都単)
5 区部創業支援機能の整備 (東京都創業支援機能の運営事業 補助金交付要綱)	新規創業者に対し低廉 な家賃で臨海副都心に あるオフィス等を提供 する事業	531,837	531,837	同上 (都単)
6 下請企業振興事業 (東京都下請企業振興事業費補助 金交付要綱)	下請企業の取引あっせ ん、相談・指導、苦情紛 争処理等事業	97,193	97,193	同上 (国1/2 以内)
7 中小企業データベース運営 支援事業 (東京都中小企業データベース運 営支援事業補助金交付要綱)	中小企業へのインター ネット等データベース 提供支援事業	31,864	31,864	同上 (国1/2 以内)
8 中小企業経営・技術活性化支 援事務 (東京都中小企業経営・技術活性 化支援事業補助金交付要綱)	都からの出えん金を基 に中小企業への共同開 発・創業等助成事業を 実施するための事務費	12,282	12,282	同上 (都単)
9 新製品・新技術開発助成事務 (東京都新製品・新技術開発助成 事業事務事業補助金交付要綱)	都からの出えん金を基 に中小企業への新製 品・新技術開発助成事 業を実施するための事務 費	811	811	同上 (都単)

(単位：千円)

補助事業名 (補助要綱名)	補助対象事業	平成16年度		補助率
		総事業費 (補助対象額は総 事業費と同額)	補助額	
10 中心市街地商業活性化推進事業 (東京都中心市街地商業活性化推進事業補助金交付要綱)	中心市街地の活性化に対する助成事業	10,328	5,164	補助対象経費の1/2以内
11 外国特許出願・外国侵害調査助成事務 (東京都外国特許出願費用助成事業等事務補助金交付要綱)	都からの出えん金を基に中小企業の外国特許出願費用助成・外国企業等による特許の侵害調査助成を実施するための事務費	3,332	3,332	補助対象経費の10/10以内(都単)
12 勤労者福祉支援事業 (勤労者福祉支援事業補助金交付要綱)	中小企業に働く人々の福祉の向上を支援する健康増進施設の提供、ライフプランセミナー、勤労福祉会館等の管理運営等	290,109	262,028	同上(都単)
13 公社管理運営 (東京都中小企業振興公社管理運営費補助金交付要綱)	東京都中小企業振興公社が行う中小企業振興事業の管理運営経費	1,058,672	1,058,672	同上(都単)
14 設備資金貸付事業運営 (東京都中小企業振興公社における設備資金貸付事業に係る運営費補助金に関する要綱)	小規模事業者等設備資金貸付事業の返還金等の債権管理業務	5,930	5,930	同上(都単)
15 家内労働傷病共済制度運営費補助事業 (家内労働傷病共済制度運営費補助金交付要綱)	家内労働者等が傷病のため就業不能のときの生活安定のための相互扶助制度運営費補助	14,736	11,651	同上(都単)
計		2,391,929	2,344,790	—

注1：10/10以内補助のうち、補助対象額と補助額の差は、受益者負担金収入等によるものである。

注2：(国1/2以内)は、国の負担割合であり、(都単)は、都の単独補助である。

(表2) 出えんによる基金事業

(単位：千円)

基金名 (出えん契約名)		対象事業	平成16年度 出えん額
1	技術革新基金 (東京都中小企業経営・技術活性化支援事業の実施に係る出えん契約書)	中小企業経営・技術活性化支援事業	300,000
2	新製品技術革新基金 (東京都中小企業振興公社技術革新基金助成事業の実施に係る出えん契約書)	中小企業の新製品・新技術開発助成事業	150,000
3	外国特許出願基金 (東京都中小企業振興公社外国特許出願基金助成事業の実施に係る出えん契約書)	中小企業の外国特許出願費用助成事業	150,000
4	外国侵害調査基金 (東京都中小企業振興公社外国侵害調査基金助成事業の実施に係る出えん契約書)	外国企業等による中小企業の特許の侵害調査費用助成事業	25,000
計			625,000

(表3) 都貸付金を原資とする基金の設置状況

(単位：千円)

都貸付金を原資とする基金名		設置の目的	平成16年度 末現在高
1	中心市街地商業活性化推進基金	中心市街地の活性化に取り組む団体に対し基金運用益から助成する。	1,000,000
2	三宅島噴火等災害利子補給基金	三宅島噴火等の被災中小企業者のうち、東京都中小企業災害復旧資金の融資を受けた者に対し、基金運用益から助成する。	1,000,000
計			2,000,000

注：都が国から無利子で借り受けた資金を原資として公社に無利子で貸し付けている。

イ 公の施設の管理運営委託

都は、公社に対して、東京都立食品技術センター条例（平成2年東京都条例第61号）第14条、東京都立産業貿易センター条例（昭和58年東京都条例第16号）第16条及び東京都地域中小企業振興センター条例（平成3年東京都条例第24号）第15条の規定に基づき、表4のとおり、東京都立食品技術センター、東京都立産業貿易センター及び東京都地域中小企業振興センターの管理運営を委託しており、平成16年度は、17億7,286万余円の委託料を支出している。

(表4) 公の施設の管理運営委託状況

(単位：千円)

施設名等	委託開始	平成16年度委託金額
1 食品技術センターの管理運営	平成 2. 7. 1	178,812
2 産業貿易センターの管理運営	平成10. 4. 1	663,877
3 地域中小企業振興センターの管理運営	平成14. 4. 1	930,174
計		1,772,863

なお、公社の会計は、一般会計ほか4会計で表5のとおり合計5会計をもって構成されている。このうち収入支出額の多い一般会計については、平成16年度の一般会計収入が61億5,461万余円であり、その財源に占める都からの収入の割合が94.4%となっている。

(表5) 公社の各会計収入に係る財源の内訳

(単位：千円)

項目	5会計合計	一般会計	設備資金 事業会計	中小企業会 館事業会計	火災共済 事業会計	傷病共済 事業会計
平成16年度収入額	9,379,108	6,154,617	2,793,692	324,828	59,815	46,156
都からの収入 (割合%)	5,828,964 (62.1)	5,811,383 (94.4)	5,930 (0.2)	— (—)	— (—)	11,651 (25.2)
補助金等収入	2,344,788	2,327,207	5,930	—	—	11,651
基金収入	625,000	625,000	—	—	—	—
基金取崩収入	507,411	507,411	—	—	—	—
受託事業収入	2,351,765	2,351,765	—	—	—	—
公の施設分	1,772,864	1,772,864	—	—	—	—
その他	578,901	578,901	—	—	—	—
他の収入 (割合%)	3,550,144 (37.9)	343,234 (5.6)	2,787,762 (99.8)	324,828 (100.0)	59,815 (100.0)	34,505 (74.8)
支出額	9,235,747	6,073,977	2,793,692	292,133	34,952	40,993

2 組 織（平成17年8月1日現在）

会社は、本部を千代田区神田佐久間町一丁目9番地に置き、役員は16名（理事長1名（常勤）、副理事長1名、理事12名（うち常勤1名）、監事2名（非常勤2名））であり、常勤職員は178名（うち都派遣職員102名）である。事務局は、企画部、総合支援部、食品技術センター及び知的財産総合センターをもって構成されている。

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成16年度の補助事業等及び公の施設の管理委託を対象として実施した。

2 実地監査期間

（1）産業労働局 平成17年11月14日及び29日

（2）公 社 平成17年11月15日から同月28日まで

第3 監査の結果

1 補助事業等の実績について

平成16年度における公社の補助事業等の実績は、表6から表8のとおりであり、補助事業等の実績報告書を中心に監査を行った結果、改善すべき点として別項指摘事項が認められた。

(表6) 補助事業の実績

(単位：千円)

事業名	事業の実績	平成16年度	
		総事業費 (補助対象額は総 事業費と同額)	補助額
1 ①総合支援事業・ ②TOKYO起業 塾事業	①総合相談窓口の運営 29,980 件 産学公連携マニュアルの作成 1,500 部 事業可能性評価委員会運営(12回) 27 企業 専門家派遣事業(有料) 330 回 人材育成研修(有料) 42 回 実地指導 357 回 ②起業支援セミナー(有料) 7 回 起業時サポート 29 件 交流の場の創出 6 回	129,237	118,428
2 中小企業ニューマ ーケット開拓支援 事業	企業訪問 16,335 企業 販路開拓マッチング 138 件 販路開拓会議・審査会 35 回 製品カタログ集 613 件 ビジネスナビゲータ 60 人	188,230	188,230
3 ISO取得支援 事業	認証取得マニュアル作成 ISO9001 3,000 部 セミナー受講者(無料) 890 人 実地支援企業 39 企業	5,982	5,982
4 学生起業家育成 支援事業	学生起業家選手権 16年4月～10月 応募数 58 グループ 優秀賞(会社設立助成金 300 万円) 3 グループ 奨励賞(賞金 10 万円) 7 グループ	11,386	11,386
5 区部創業支援機能 の整備	①タイム24ビル(江東区青海二丁目) インキュベータオフィス 2,556.8 m ² 全 45 室 入居件数 20 件 入居率 44.4% スモールオフィス 567.6 m ² 全 25 室 入居件数 24 件 入居率 96.0% ②東京ファッションタウンビル(江東区有明 三丁目) インキュベータオフィス 541.7 m ² 全 11 室 入居件数 10 件 入居率 90.9% スモールオフィス 576.3 m ² 全 15 室 入居件数 15 件 入居率 100%	531,837	531,837

(単位：千円)

事業名	事業の実績	平成16年度	
		総事業費 (補助対象額は総 事業費と同額)	補助額
6	下請企業振興事業 ①下請取引あっせん 登録企業数 1,069 社 あっせん紹介件数 2,348 件 あっせん紹介成立件数 413 件 契 約成立当初受注金額 346,376 千円 指導・相 談件数 9,181 件 発注開拓企業 2,344 社 ②中小企業アドバイザー相談訪問企業数 603 件 ③苦情紛争処理委員会 1 回審議案件 110 件	97,193	97,193
7	中小企業データベ ース運営支援事業 公社ホームページ「東京都中小企業ネットク ラブ」アクセス件数 5,475,728 件 「FAX情報サービス」アクセス件数 7,075 件 (16 年度で終了) 自社情報発信企業数 16,340 社 公社ネットクラブ会員数 11,340 社	31,864	31,864
8	中小企業経営・技 術活性化支援事務 事業運営に伴う事務費 (人件費を含む。)	12,282	12,282
9	新製品・新技術開 発助成事務 事業運営に伴う事務費 (人件費を含む。)	811	811
10	中心市街地商業活 性化推進事業 助成金交付事業 2 件 10,254 千円	10,328	5,164
11	外国特許出願・外国 侵害調査助成事務 事業運営に伴う事務費 (人件費を含む。)	3,332	3,332
12	勤労者福祉支援 事業 健康増進施設の提供 (JOYLAND 事業) 145 施設 利用人員 111,463 人 ライフプランセミナーの開催 6 回 1,185 人 勤労者美術展の開催 (第 57 回) 出展 944 点 観覧者数 8,385 人 集会交流施設提供 (勤労福祉会館等) 5 会館 172,645 人 三宅勤労福祉会館は休館 (災害対 策用施設として使用)	290,109	262,028
13	公社管理運営 管理費 (人件費等) 926,618 千円 運営費 (管理事務経費) 132,054 千円	1,058,672	1,058,672
14	設備資金貸付事業 運営 設備資金返還金等債権管理のための事務費 (人件費を含む。)	5,930	5,930
15	家内労働傷病共済 制度運営費補助事 業 A型 (給付金 1 日 3,000 円) 加入者 114 人 B型 (給付金 1 日 5,000 円) 加入者 583 人 掛金収入 26,871 千円 共済金給付 91 件 21,600 千円 見舞金給付 1 件 300 千円	14,736	11,651
計		2,391,929	2,344,790

(表7) 出えんによる基金事業の実績

(単位：千円)

基金名		事業の実績	基金の状況	平成16年度 出えん額
1	技術革新基金	共同開発助成事業 21件 154,421千円 創業助成事業 8件 52,583千円 ISOシリーズ取得助成事業 99件 87,824千円 市場開拓助成事業 37件 73,200千円	平成15年度設置 前年度繰越額 513,316 出えん金受高 300,000 果実繰入額 6 取崩額 368,028 残金(繰越) 445,295 取崩予定額 136,808	300,000
2	新製品 技術革新基金	新製品・新技術開発助成事業 20件 108,065千円	平成15年度設置 前年度繰越額 67,199 出えん金受高 150,000 果実繰入額 1 取崩額 108,065 残金(繰越) 109,135 取崩予定額 35,977	150,000
3	外国特許出願基金	外国特許出願費用助成事業 89件 149,425千円	平成16年度設置 出えん金受高 150,000 果実繰入額 0 取崩額 30,463 残金(繰越) 119,537 取崩予定額 112,113	150,000
4	外国侵害調査基金	外国侵害調査費用助成事業 1件 1,000千円	平成16年度設置 出えん金受高 25,000 果実繰入額 0 取崩額 855 残金(繰越) 24,145 取崩予定額 0	25,000
計			残金(繰越) 698,112	625,000

(表8) 都貸付金を原資とする基金事業の実績

(単位：千円)

基金名		事業の実績	平成16年度 末現在高
1	中心市街地商業活性化推進基金 (平成11年度設置)	助成金交付 2件 5,127千円	1,000,000
2	三宅島噴火等災害利子補給基金 (平成12年度設置)	利子補給 116件 1,970千円	1,000,000
計			2,000,000

注：都が国から無利子で借り受けた資金を原資として公社に無利子で貸し付けている。

2 公の施設の管理受託事業の実績について

平成16年度食品技術センターほか5か所における公の施設の管理受託事業の実績は表9から表11のとおりであり、受託事業の実績報告書を中心に監査を行った結果、改善すべき点として別項指摘及び意見・要望事項が認められた。

(表9) 公の施設の管理受託事業の実績(その1)

(委託開始 平成2. 7. 1)

施 設 名		食 品 技 術 セ ン タ ー	
(1)件 名	東京都立食品技術センター等の管理運営及び建物維持管理等業務委託		
(2)期 間	平成16年4月1日～平成17年3月31日		
(3)目 的	公の施設の管理運営委託		
(4)内容	施設規模	敷地 944m ² 建物 1,902m ² 地上6、7、8階	その他合築部分 秋葉原庁舎地下2階地上5階
	所在地	千代田区神田佐久間町1-9	
	業務内容	(1) センター施設の利用公開に関すること。 (2) 普及指導事業に関すること(開放試験室の利用承認に関するものを除く。) (3) 試験研究事業に関すること(依頼試験の申込みの承諾、成績書・成績証明書の発行及び受託事業の契約に関するものを除く。) (4) 開放試験室の使用料及び依頼試験・成績証明書の手数料の徴収に関すること。	
(5)実 績	技術相談指導 1,246件 実地支援 43件 開放試験室 1,346件	依頼試験 371件 経常・特別研究 14テーマ 受託事業 5件	
(6)経費	人件費	128,716千円 人 員 17名 平均給与 7,571千円	
	事業費	50,096千円	
	合 計	178,812千円	

(表 10) 公の施設の管理受託事業の実績 (その 2)

(委託開始 平成 10. 4. 1)

施 設 名		産業貿易センター 浜 松 町 館	産業貿易センター 台 東 館
(1) 件 名		東京都立食品技術センター等の管理運営及び建物維持管理等業務委託	
(2) 期 間		平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日	
(3) 目 的		公の施設の管理運営委託	
(4) 内 容	施設規模	敷地 5,853m ² 建物 13,883m ² 地下 1 階地上 5 階 その他合築部分 都消費生活総合センター、港区立商 工会館 6 階	敷地 3,047m ² 建物 10,501m ² 地下 1 階地上 7 階 その他合築部分 台東区民会館 8、9 階
	所在地	港区海岸 1-7-8	台東区花川戸 2-6-5
	業務内容	(1) センター施設の利用公開及び使用料の徴収に関すること。 (2) センターの施設設備・物品の保守点検、保全、原状復帰の修繕に関すること。 (3) 行政財産の使用許可を受けてセンターを使用している者等の管理に関すること。 (4) 利用状況の調査及び利用促進に関すること。	
(5) 実 績		展示場利用状況 利用件数 331 件 総利用日数 324 日 会議室利用状況 利用件数 463 件 総利用日数 313 日	展示場利用状況 利用件数 255 件 総利用日数 304 日 会議室利用状況 利用件数 178 件 総利用日数 209 日
(6) 経費	人件費	66,880 千円 人 員 14 名 平均給与 4,777 千円	76,530 千円 人 員 14 名 平均給与 5,466 千円
		公社管理 人員 1 名 14,215 千円 (台東館分を含む。)	—
	事業費	486,248 千円 (台東館分を含む。)	—
	管理費	7,392 千円 (台東館分を含む。)	—
	消費税	12,612 千円 (台東館分を含む。)	—
合 計	663,877 千円 (台東館分を含む。)	—	

(表 1 1) 公の施設の管理受託事業の実績 (その 3)

(委託開始 平成 1 4 . 4 . 1)

施 設 名		城東地域中小企業 振興センター	城南地域中小企業 振興センター	多摩中小企業 振興センター
(1) 件 名		東京都立食品技術センター等の管理運営及び建物維持管理等業務委託		
(2) 期 間		平成 1 6 年 4 月 1 日～平成 1 7 年 3 月 3 1 日		
(3) 目 的		公の施設の管理運営委託		
(4) 内 容	施設規模	敷地 3,382m ² 建物 4,402m ² 地下 1 階地上 3 階	敷地 10,028m ² 建物 4,224m ² 地下 1 階地上 3 階 その他合築部分 大田区産業プラザ 1～6 階 都営住宅 地上 9 階建	敷地 6,505m ² 建物 3,384m ² 地上 2 階 その他合築部分 都営住宅 地上 10 階建
	所在地	葛飾区青戸 7-2-5	大田区南蒲田 1-20-20	立川市曙町 3-7-10
	業務内容	(1) 工業技術の試験・研究、工業用材料・工業機器等の試験、測定、分析、加工及びデザインに関すること。 (2) 技術開発支援室及び会議室の利用公開に関すること。 (3) センターの使用料・手数料の徴収及び施設設備・物品の保全に関すること。 (4) 行政財産の使用許可者の管理に関すること。		
(5) 実 績		依頼試験 2,850 件 開発支援室機器開放 4,997 件 会議室 214 件	依頼試験 8,706 件 開発支援室機器開放 4,976 件 開発協力 17 件	依頼試験 2,066 件 開発支援室機器開放 5,992 件
(6) 経 費	人件費	73,802 千円 人 員 10 名 平均給与 7,380 千円	105,243 千円 人 員 14 名 平均給与 7,517 千円	78,206 千円 人 員 12 名 平均給与 6,517 千円
	事業費	154,493 千円	403,479 千円	114,951 千円
	計	228,295 千円	508,722 千円	193,157 千円
	合 計	930,174 千円		

3 指摘事項

(1) 公社

ア 産業廃棄物の処理委託を適正に行うべきもの

産業廃棄物の排出事業者は、その産業廃棄物の収集・運搬又は処分を他人に委託する場合、運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に、処分については、法に基づく許可を受けた産業廃棄物処分業者に、それぞれ委託しなければならないとされている。

また、契約締結に当たっては、いかなる場合も書面で行わなければならないとされている。

さらに、排出事業者は、受託者に産業廃棄物を引き渡す際に、産業廃棄物の処分場所、種類、数量等を記載した産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を交付し、運搬又は処分が終了したことを受託者から送付される管理票の写しにより確認しなければならないとされている。

ところで、公社は、食品技術センターにおける「廃液・廃棄物処理委託」契約（契約期間：平成17.3.8～平成17.3.30、推定総金額：71万325円）を、Aと締結し、廃液等の収集運搬及び処分を委託している。

しかしながら、この処理委託について見たところ、

- ① 公社は、契約に当たって、Aが行う収集運搬及び中間処分について、適法な許可を有しているかを確認していない。
- ② 公社は、Aに中間処分を委託しているが、Aは、中間処分業者の適法な許可を有していない。
- ③ 公社が、Aから受領した管理票には、最終処分を行った場所の記載がない。
など不適正な事例が認められた。

公社は、食品技術センターにおける産業廃棄物の処理委託を適正に行われたい。

(2) 共通

ア 補助事業に係る事務処理を適正に行うべきもの

公社では、都から補助金の交付を受け、表12に掲げる各事業の実施に当たり、事業利用者の信用力を調査することを目的として、「企業信用調査委託」契約（契約期間：平成16.4.1～平成17.3.31、契約金額：37万8,000円）をBと締結している。調査結果については、対象者ごとに報告書として取りまとめ、提出させることとしている。

ところで、この契約に係る執行状況について見たところ、以下のとおり不適正な事例が認められた。

(ア) 調査報告書件数の算定について

調査報告書の発注総件数と1件当たりの金額については、契約書第3条に定められている。

ところで、公社は、報告書については、①発注によりBが新規に調査したもの及び②Bが所有する既存の資料で調査日が発注日から遡^{さかのぼ}って2か月以内のものについては1件と算定し、③Bが所有する既存の資料で調査日が発注日から遡って2か月以上前であるが調査目的に適うものについては0.5件と算定して、表13のとおり、納品させている。

しかしながら、公社は、この取扱いについて契約書に明記していない。

(イ) 各補助事業への支出計上額について

公社は、信用力の調査に係る経費について、調査目的に応じて、それぞれ表12に掲げる会計の事業費から支出することとしている。

しかしながら、支出内訳を見たところ、表14のとおり、基本料金(30件分)については、3事業で均等割した金額をそれぞれの事業費に計上し、付帯料金(出張料、閲覧料ほか)については、すべて下請企業振興事業費で支出しており、調査目的に応じた事業費から支出していないことが認められた。

基本料金は、各事業の実績件数により按分した額で計上し、付帯料金については、それぞれに該当する事業費から支出すべきものである。

公社は、補助事業に係る事務処理を適正に行われたい。

局は、公社に対し、適切に指導されたい。

(表12) 企業信用調査委託に係る会計区分等

事業名	会計区分等	都補助金
総合支援事業	一般会計・総合支援事業費	東京都総合支援事業等補助金
下請企業振興事業	一般会計・下請企業振興事業費	東京都下請企業振興事業費補助金
設備資金貸付事業運営	設備資金事業会計・設備資金貸付事業費	東京都中小企業振興公社における設備資金貸付事業に係る運営費補助金

(表13) 料金算定上の報告書件数

(単位：件)

事業費	件数		
	1件で算定	0.5件で算定	計
総合支援事業費	9	(8) 4	13
下請企業振興事業費	10	(10) 5	15
設備資金貸付事業費	1	(2) 1	2
計	20	(20) 10	30

注：() は、実際に提出された件数

(表14) 企業信用調査委託契約の支出状況

(単位：件、円)

事業費	報告書 件数	支出済額（誤）			支出額（正）		
		基本料金	付帯料金	計	基本料金	付帯料金	計
総合支援 事業費	13	126,000 (10件分)	0	126,000	163,800 (13件分)	9,450	173,250
下請企業振興 事業費	15	126,000 (10件分)	51,450	177,450	189,000 (15件分)	42,000	231,000
設備資金貸付 事業費	2	126,000 (10件分)	0	126,000	25,200 (2件分)	0	25,200
計	30	378,000 (30件分)	51,450	429,450	378,000 (30件分)	51,450	429,450

イ 業務委託契約に係る事務処理を適切に行うとともに、過払分に係る補助金の返還を求めるべきもの

公社は、平成16年度東京都創業支援機能の運営事業補助金の交付を受け、臨海副都心にあるCビル内に創業支援施設（インキュベータオフィス等）を設置し、創業者または創業間もない中小企業者に賃貸している。

ところで、公社は、同施設の清掃等管理運営のために、Dと業務委託契約を表15のとおり締結している。なお、インキュベータオフィスの清掃については、入居者が行っている。

しかしながら、業務委託について見たところ、

- ① 平成17年1月1日から同施設の管理事務所（45.73m²）をインキュベータオフィスに変更したため、清掃の対象外となったにもかかわらず、契約の変更を行っていないため、Dに対して清掃費5万5,422円が過払いとなっている。
- ② 業務委託契約書等に清掃区域を示した平面図が添付されていないため、清掃範囲が明確でない。

など不適切な事例が認められた。

公社は、業務委託契約に係る事務処理を適切に行われたい。

局は、公社に対し、当該過払分に係る補助金の返還を求められたい。

(表15) 契約の状況

件名	創業支援機能運営事業に係る施設の維持管理委託
契約金額等	① 427万1,400円(清掃業務分、総価契約) 日常・定期清掃面積894.77m ² ② 135万1,014円(電気電話料分、単価契約) ③ 343万6,977円(時間外空調分、単価契約)
契約期間	平成16年4月1日～平成17年3月31日
契約年月日	平成16年4月1日

4 意見・要望事項

(1) 局

ア 毒物・劇物の統一的な取扱基準の作成を検討すべきもの

局は、東京都地域中小企業振興センター(以下「振興センター」という。)の管理運営業務を公社に委託している。

城東、城南及び多摩の各振興センターにおいては、試験研究用に使用する毒物・劇物を保有しており、監査日(平成17.11.17(城東)、18(多摩)、24(城南))現在、表16のとおりとなっている。

ところで、城南振興センターにおいては、毒物・劇物の使用及び保管管理に当たり、東京都城南地域中小企業振興センター毒物劇物等管理要綱を定め、管理簿の記入や在庫管理の方法等を規定していることが認められた。

しかしながら、城南振興センター以外の城東及び多摩の各振興センターでは、施設のできる保管庫で管理しているものの、要綱等により具体的な管理方法を定めておらず、適切でない。

振興センターの一部の事業については、平成18年4月から、地方独立行政法人に移管されることとなっているが、局は、移管に先立ち、安全管理の向上のため、毒物・劇物の統一的な取扱基準の作成を検討されたい。

(表16) 各振興センターで保有する毒物・劇物の種類

区分	毒物	劇物
城東振興センター	3種類	19種類
城南振興センター	5種類	36種類
多摩振興センター	2種類	6種類